

広島県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第八号

広島県手数料条例等の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。
別表消防法(以下この項において「法」という。)の項中

二、八〇〇円	一 同令第三十三条第五号に掲げる事項に係るもの 一、六〇〇円	二 一に掲げるもの以外 のもの 七〇〇円	一、八〇〇円	一 甲種危険物取扱者試験 五、〇〇〇円	二 乙種危険物取扱者試験 三、四〇〇円	三 丙種危険物取扱者試験 二、七〇〇円
--------	-----------------------------------	----------------------------	--------	------------------------	------------------------	------------------------

を

二、九〇〇円	一 同令第三十三条第五号に掲げる事項に係るもの 一、六〇〇円	二 一に掲げるもの以外 のもの 七〇〇円	一、九〇〇円	一 甲種危険物取扱者試験 六、五〇〇円	二 乙種危険物取扱者試験 四、五〇〇円	三 丙種危険物取扱者試験 三、六〇〇円
--------	-----------------------------------	----------------------------	--------	------------------------	------------------------	------------------------

に、

二、八〇〇円	一 同令第三十六条の四第五号に掲げる事項に係るもの 一、六〇〇円
--------	-------------------------------------

二、九〇〇円	一 同令第三十六条の四第五号に掲げる事項に係るもの 一、六〇〇円
--------	-------------------------------------

二 一に掲げるもの以外
のもの
七〇〇円

一、八〇〇円

一 甲種消防設備士試験
五、〇〇〇円

二 乙種消防設備士試験
三、四〇〇円

を

二 一に掲げるもの以外
のもの
七〇〇円

一、九〇〇円

一 甲種消防設備士試験
五、七〇〇円

二 乙種消防設備士試験
三、八〇〇円

に改め、別表政治

資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下この項において「法」という。）の

項中

少額領収書等の写 しの交付手数料	用紙一枚につき 一〇円
収支報告書等の写 しの交付手数料	用紙一枚につき 一〇円

を

少額領収書等の写
しの交付手数料

一 複写機により用紙に
複写したもの
用紙一枚につき
一〇円

二 スキャナにより読み
取ってできた電磁的記
録を光ディスク（日本
工業規格X〇六〇六及
びX六二八一に適合す
る直径一二〇ミリメー
トルの光ディスクの再
生装置で再生すること
が可能なものに限る。
以下この項において同
じ。）に複写したもの
光ディスク一枚につ
き一〇〇円に少額領収
書等の写し一枚ごと
に一〇円を加えた額

収支報告書等の写
しの交付手数料

一 複写機により用紙に
複写したもの
用紙一枚につき
一〇円

二 スキャナにより読み
取ってできた電磁的記

に改め、別表建築基準法（昭和二十

録を光ディスクに複写したもの
光ディスク一枚につき一〇〇円に収支報告書の写し一枚ごとに一〇円を加えた額

五年法律第二百一十号。以下この項において「法」という。）の項中「又は第十三項ただし書」を、「第十三項ただし書又は第十四項ただし書」に改め、別表建築士法（以下この項において「法」という。）の項中「一六、九〇〇円」を「一七、七〇〇円」に改め、高圧ガス保安法（以下この項において「法」という。）の項中

<p>法第四十四条第一項及び令第十八条第二項第三号の規定による繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器を除く。）に係る容器検査</p>	<p>容器検査手数料（繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器を除く。）に限る。）</p>	<p>一 内容積が一リットル未満の容器 一個につき 一五〇円</p> <p>二 内容積が一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき 一八〇円</p> <p>三 内容積が五リットル以上三〇リットル未満の容器 一個につき 二六〇円</p>
---	---	---

を

<p>法第四十四条第一項及び令第十八条第二項第三号の規定による繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器を除く。）に係る容器検査</p>	<p>容器検査手数料（繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器を除く。）に限る。）</p>	<p>一 内容積が一リットル未満の容器 一個につき 一五〇円</p> <p>二 内容積が一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき 一六〇円</p> <p>三 内容積が五リットル以上三〇リットル未満の容器 一個につき 二六〇円</p>
---	---	---

に、

<p>法第四十四条第一項及び令第十八条第二項第三号の規</p>	<p>容器検査手数料（高強度鋼容器（温</p>	<p>一 内容積が一リットル未満の容器</p>
---------------------------------	-------------------------	-------------------------

<p>定による高強度鋼容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器、繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。）に係る容器検査</p>	<p>温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器、繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。）に限る。</p>	<p>一個につき 一四〇円</p> <p>二 内容積が一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき 一六〇円</p> <p>三 内容積が五リットル以上三〇リットル未満の容器 一個につき 二二〇円</p> <p>四 内容積が三〇リットル以上五〇〇リットル以下の容器 一個につき、二二〇円に、一〇リットル又は一〇リットルに満たない端数を増すごとに四円を加えた額</p>
<p>法第四十四条第一項及び令第十八条第二項第三号の規定によるその他の容器に係る容器検査</p>	<p>容器検査手数料（その他の容器に限る。）</p>	<p>一 内容積が一リットル未満の容器 一個につき 九〇円</p> <p>二 内容積が一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき 一四〇円</p> <p>三 内容積が五リットル以上三〇リットル未満の容器 一個につき 二二〇円</p> <p>四 内容積が三〇リットル以上五〇〇リットル以下の容器 一個につき、二二〇円に、一〇リットル又は一〇リットルに満たない端数を増すごとに四円を加えた額</p>
<p>法第四十四条第一項及び令第十八条第二項第三号の規定による高強度鋼容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器、繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。）に係る容器検査</p>	<p>容器検査手数料（高強度鋼容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器、繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。）に限る。）</p>	<p>一 内容積が一リットル未満の容器 一個につき 一四〇円</p> <p>二 内容積が一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき 一六〇円</p> <p>三 内容積が五リットル以上三〇リットル未満の容器 一個につき 二二〇円</p> <p>四 内容積が三〇リットル以上五〇〇リットル以下の容器 一個につき、二二〇円</p>

を

に、

<p>法第四十四条第一項及び令第十八条第二項第三号の規定によるその他の容器に係る容器検査</p>	<p>容器検査手数料（その他の容器に限る。）</p>	<p>円に、一〇リットル又は一〇リットルに満たない端数を増すごとに三円を加えた額</p>
		<p>一 内容積が一リットル未満の容器 一個につき 八〇円</p>

<p>法第四十九条第一項及び令第十八条第二項第四号の規定による繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器を除く。）に係る容器再検査</p>	<p>容器再検査手数料（繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器を除く。）に限る。）</p>	<p>一 内容積が一リットル未満の容器 一個につき 一五〇円</p> <p>二 内容積が一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき 一八〇円</p> <p>三 内容積が五リットル以上三〇リットル未満の容器 一個につき 二六〇円</p>

<p>法第四十九条第一項及び令第十八条第二項第四号の規定による繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器を除く。）に係る容器再検査</p>	<p>容器再検査手数料（繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器を除く。）に限る。）</p>	<p>一 内容積が一リットル未満の容器 一個につき 一五〇円</p> <p>二 内容積が一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき 一六〇円</p> <p>三 内容積が五リットル以上三〇リットル未満の容器 一個につき 二六〇円</p>

<p>法第四十九条第一項及び令第十八条第二項第四号の規定による高強度鋼容器（温度零下五〇度以下の液化ガ</p>	<p>容器再検査手数料（高強度鋼容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充</p>	<p>一 内容積が一リットル未満の容器 一個につき 一四〇円</p>

を

に、

<p>法第四十九条第一項及び令第十八条第二項第四号の規定による他の容器に係る容器再検査</p>	<p>スを充てんするための容器、繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。）に係る容器再検査</p>
<p>容器再検査手数料（その他の容器に限る。）</p>	<p>てんするための容器、繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。）に限る。）</p>
<p>一 内容積が一リットル未満の容器 一個につき 九〇円</p>	<p>二 内容積が一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき 一六〇円</p> <p>三 内容積が五リットル以上三〇リットル未満の容器 一個につき 二二〇円</p> <p>四 内容積が三〇リットル以上の容器 一個につき、二二〇円に、一〇リットル又は一〇リットルに満たない端数を増すごとに四円を加えた額</p>

を

<p>法第四十九条第一項及び令第十八条第二項第四号の規定による高強度鋼容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器、繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。）に係る容器再検査</p>	<p>容器再検査手数料（高強度鋼容器（温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器、繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。）に限る。）</p>
<p>一 内容積が一リットル未満の容器 一個につき 一四〇円</p> <p>二 内容積が一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき 一六〇円</p> <p>三 内容積が五リットル以上三〇リットル未満の容器 一個につき 二二〇円</p> <p>四 内容積が三〇リットル以上の容器 一個につき、二一〇円に、一〇リットル又は一〇リットルに満たない端数を増すごとに三円を加えた額</p>	

に改め、

法第四十九条第一項及び令第十八条第二項第四号の規定によるその他の容器に係る容器再検査	容器再検査手数料 (その他の容器に限る。)	一 内容積が一リットル未満の容器 一個につき 八〇円
--	--------------------------	-------------------------------

別表液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）の項中「一九、〇〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に改め、別表砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号。以下この項において「法」という。）の項中「三七、〇〇〇円」を「三三、九〇〇円」に、「一七、〇〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に改め、別表廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下この項において「法」という。）の項中

法第九条の六第一項の規定による一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割に係る地位の承継の認可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割認可申請手数料	六八、〇〇〇円
---	---------------------------------	---------

を

法第九条の六第一項の規定による一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割に係る地位の承継の認可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割認可申請手数料	六八、〇〇〇円
法第十二条の七第一項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	二以上の事業者による産業廃棄物処理に係る特例認定申請手数料	一四七、〇〇〇円
法第十二条の七第七項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	二以上の事業者による産業廃棄物処理に係る特例変更認定申請手数料	一三四、〇〇〇円

に改め、

別表介護保険法（以下この項において「法」という。）の項中

法第七十条の二第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定居宅サービス事業者指定更新手数料	一〇、〇〇〇円
法第七十九条第一項の規定による法第四十六条第一項	指定居宅介護支援事業者指定手数料	二〇、〇〇〇円

を

の指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査		
法第七十九条の二第一項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定居宅介護支援事業者指定更新手数料	一〇、〇〇〇円

に、

法第七十条の二第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定居宅サービス事業者指定更新手数料	一〇、〇〇〇円
--	--------------------	---------

を

法第九十四条の二第一項の規定による介護老人保健施設の開設の許可の更新の申請に対する審査	介護老人保健施設開設許可更新手数料	三三、〇〇〇円
---	-------------------	---------

に改め、

法第九十四条の二第一項の規定による介護老人保健施設の開設の許可の更新の申請に対する審査	介護老人保健施設開設許可更新手数料	三三、〇〇〇円
法第七十七条第一項の規定による介護医療院の開設の許可の申請に対する審査	介護医療院開設許可手数料	六三、〇〇〇円
法第七十七条第二項の規定による介護医療院の変更の許可の申請に対する審査（構造設備の変更を伴うものに限る。）	介護医療院変更許可手数料	三三、〇〇〇円
法第八十八条第一項の規定による介護医療院の開設の許可の更新の申請に対する審査	介護医療院開設許可更新手数料	三三、〇〇〇円

別表使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号。以下この項において「法」という。）の項中「七五、〇〇〇円」を「六七、〇〇〇円」に改め、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この項において「法」という。）の項中「七九、〇〇〇円」を「八〇、〇〇〇円」に、「四三、〇〇〇円」を「四四、〇〇〇円」に、「一二七、〇〇〇円」を「一二九、〇〇〇円」に、「二五一、〇〇〇円」を「二五四、〇〇〇円」に、「一三二、〇〇〇円」を「一三三、〇〇〇円」に、「四四九、〇〇〇円」を「四五五、〇〇〇円」に、「五九、〇〇〇円」

を「六〇、〇〇〇円」に、「二二五、〇〇〇円」を「二二八、〇〇〇円」に、「七七二、〇〇〇円」を「七八二、〇〇〇円」に、「一〇六、〇〇〇円」を「一〇七、〇〇〇円」に、「三四九、〇〇〇円」を「三五四、〇〇〇円」に、「一、四二八、〇〇〇円」を「一、四四七、〇〇〇円」に、「二八六、〇〇〇円、」を「二八九、〇〇〇円、」に、「六三七、〇〇〇円」を「六四五、〇〇〇円」に、「二、〇四一、〇〇〇円」を「二、〇六八、〇〇〇円」に、「二四九、〇〇〇円」を「二五二、〇〇〇円」に、「八七二、〇〇〇円」を「八八三、〇〇〇円」に、「二、五〇〇、〇〇〇円」を「二、五三三、〇〇〇円」に、「二八四、〇〇〇円」を「二八七、〇〇〇円」に、「一、〇五六、〇〇〇円」を「一、〇七〇、〇〇〇円」に改め、土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下この項において「法」という。）の項中

法第二十三条第一項の規定による汚染土壌処理業の変更の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業の変更許可申請手数料	二〇五、〇〇〇円
---------------------------------------	-------------------	----------

を

法第二十三条第一項の規定による汚染土壌処理業の変更の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業の変更許可申請手数料	二〇五、〇〇〇円
法第二十七条の二第一項の規定による汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業の譲渡及び譲受承認申請手数料	一一〇、〇〇〇円
法第二十七条の三第一項の規定による汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割に係る地位の承継の承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割承認申請手数料	一一〇、〇〇〇円
法第二十七条の四第一項の規定による汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業の相続承認申請手数料	一一〇、〇〇〇円

に改め

る。

（行政財産の使用料に関する条例の一部改正）

第二条 行政財産の使用料に関する条例（昭和三十九年広島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項を次のように改める。

3 使用料の額の算定の基礎となる使用の面積（以下「使用面積」という。）若しくは長さ（以下「使用長」という。）が別表第二に定める使用の面積の単位（以下「単位面積」という。）若しくは長さの単位（以下「単位長」という。）に満たないとき、又は使用面積若しくは使用長に単位面積若しくは単位長に満たない端数があるときは、その使用面積又はその端数の面積は、単位面積に相当する面積として計算し、その使用長又はその端数の長さは、切り捨てて計算する。

別表第二（上水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件を地下埋設して使用する場合）の表を次のように改める。

（上水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件を地下埋設して使用する場

合）

地下埋設物の規格 による区分	単 位	土地の種類別使用料年額		
		宅 地	田 及 び 畑	そ の 他
外径が〇・〇七メートル未満	〇・〇一メートル	〇・六円	〇・三円	〇・二円
外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満	〇・〇一メートル	〇・七円	〇・四円	〇・二円
外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満	〇・〇一メートル	〇・九円	〇・五円	〇・三円
外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満	〇・〇一メートル	一・一元	〇・六円	〇・三円
外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満	〇・〇一メートル	一・四円	〇・七円	〇・四円
外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満	〇・〇一メートル	一・九円	一・〇円	〇・五円
外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満	〇・〇一メートル	三・一元	一・六円	〇・八円
外径が〇・七メートル以上一メートル未満	〇・〇一メートル	四・三円	二・二円	一・一元
外径が一メートル以上	〇・〇一メートル	八・三円	四・二円	二・一元

(広島県工業用水道条例の一部改正)

第三条 広島県工業用水道条例(昭和四十年広島県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項の表沼田川工業用水道の項中「二一・六円」を「二三・七円」に、「五・三円」を「五・八円」に、「三六・三円」を「三九・八円」に、「五三・八円」を「五九円」に改め、同條第三項の表沼田川工業用水道の項中「二五・三円」を「二七・七円」に、「三六・三円」を「三九・八円」に、「五〇・六円」を「五五・四円」に改め、同條第四項の表沼田川工業用水道の項中「五、五五〇円」を「六、一〇〇円」に、「七・四円」を「八・一円」に改める。

(県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第四条 県立病院使用料及び手数料条例(昭和二十四年広島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表中十六の項を十九の項とし、十五の項を十八の項とし、十四の項を十七の項とし、十三の項の次に次の三項を加える。

十四 遺伝子診療のうち管理者が定めるものに係る相談料	一時間まで一〇、八〇〇円以内で管理者が定める額(以下この項において「一時間以内の額」という。)。一時間を超える場合は、一時間以内の額に三〇分を超える部分につき三〇分までごとに五、四〇〇円以内で管理者が定める額を加算した額
十五 遺伝子診療に関する検査のうち管理者が定めるものに係る技術料	一回二三九、六五〇円以内で管理者が定める額
十六 遺伝子診療に関する予防的処置のうち管理者が定めるものに係る技術料	一回一、二〇八、〇九〇円以内で管理者が定める額

(県立学校の授業料等に関する条例の一部改正)

第五条 県立学校の授業料等に関する条例(昭和三十一年広島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表高等学校の部選考料の項中「四四〇」を「五〇〇」に改め、同部入学料の項中「二、〇〇〇」を「二、一〇〇」に改め、同部授業料の項中「二、五〇〇」を「二、七〇〇」に、「二、〇二〇」を「二、一八〇」に、「一、〇一〇」を「一、〇九〇」に、「五三〇」を「五七〇」に改め、同部受講料の項中「二九〇」を「三三〇」に改め、同部聴講料の項中「一、五〇〇」を「一、七四〇」に、「二九〇」を「三三〇」に改める。

(広島県警察関係手数料条例の一部改正)

第六条 広島県警察関係手数料条例（平成十二年広島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この項において「法」

という。）の項中

風俗営業所の構造 又は設備の変更承 認申請手数料	一一、〇〇〇円
--------------------------------	---------

を

風俗営業所の構造 又は設備の変更承 認申請手数料	九、九〇〇円
--------------------------------	--------

に、

特例風俗営業者認 定申請手数料（同 時申請でないもの 及び同時申請にお いて減額に該当し ないもの）	一五、〇〇〇円
---	---------

を

特例風俗営業者認 定申請手数料（同 時申請でないもの 及び同時申請にお いて減額に該当し ないもの）	一三、〇〇〇円
---	---------

に、「一一、七〇〇円」を「一〇、〇〇〇

円」に、	<table border="1"> <tr> <td>一 三月以内の期 間を限って営む 営業に係るもの</td> <td>六、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>二 一に掲げる営 業以外の営業に 係るもの</td> <td>一六、〇〇〇円</td> </tr> </table>	一 三月以内の期 間を限って営む 営業に係るもの	六、〇〇〇円	二 一に掲げる営 業以外の営業に 係るもの	一六、〇〇〇円	を	<table border="1"> <tr> <td>一 三月以内の期 間を限って営む 営業に係るもの</td> <td>五、三〇〇円</td> </tr> <tr> <td>二 一に掲げる営 業以外の営業に 係るもの</td> <td>一五、三〇〇円</td> </tr> </table>	一 三月以内の期 間を限って営む 営業に係るもの	五、三〇〇円	二 一に掲げる営 業以外の営業に 係るもの	一五、三〇〇円	に、「一二、八〇〇円」を
一 三月以内の期 間を限って営む 営業に係るもの	六、〇〇〇円											
二 一に掲げる営 業以外の営業に 係るもの	一六、〇〇〇円											
一 三月以内の期 間を限って営む 営業に係るもの	五、三〇〇円											
二 一に掲げる営 業以外の営業に 係るもの	一五、三〇〇円											

「一二、一〇〇円」に、「一二、八〇〇円」を「一二、一〇〇円」に改め、同表火薬類
取締法（昭和二十五年法律第四百十九号。以下この項において「法」という。）の項中

火薬類運搬証明書 交付手数料	二、四〇〇円
-------------------	--------

を

火薬類運搬証明書 交付手数料	二、一〇〇円
-------------------	--------

に改め、同表質屋営業法（昭和二十五年法

律第五百五十八号。以下この項において「法」という。）の項中「二五、〇〇〇円」を「

二二、〇〇〇円」に改め、同表核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

(昭和三十二年法律第百六十六号。以下この項において「法」という。)の項中「四、六〇〇円」を「五、四〇〇円」に改め、同表銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。以下この項において「法」という。)の項中「一、六〇〇円」を「一、八〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「一、九〇〇円」に改め、同表道路交通法(以下この項において「法」という。)の項中

「駐車監視員資格者
証再交付手数料」 二、〇〇〇円 を

「駐車監視員資格者
証再交付手数料」 一、八〇〇円 に、「一、六〇〇円」を「一、五五〇円」

に、「七、〇五〇円」を「六、六〇〇円」に、

「四 法第九十七条
の二第一項の規
定の適用を受け
ない場合であつ
て三に掲げる場
合以外の場合
四、四〇〇円」

を

「二 法第九十七条
の二第一項第三
号又は第五号に
該当して同項の
規定の適用を受
ける場合
一、八五〇円」

「二 法第九十七条
の二第一項第三
号又は第五号に
該当して同項の
規定の適用を受
ける場合
一、九〇〇円」

に、

を

に、

「四 法第九十七条
の二第一項の規
定の適用を受け
ない場合であつ
て三に掲げる場
合以外の場合
四、一〇〇円」

「二 法第九十七条 の二第一項第三 号又は第五号に 該当して同項の 規定の適用を受 ける場合 一、八五〇円」	「三 法第九十七条 の二第一項の規 定の適用を受け ない場合であつ て法第九十七条 第一項第二号に 掲げる事項につ いて行う試験を 受けようとする 者が当該試験を 公安委員会が提 供する自動車 を使用して受ける 場合 三、一〇〇円」	「四 法第九十七条 の二第一項の規 定の適用を受け ない場合であつ て三に掲げる場 合 三、一〇〇円」
--	--	---

「二 法第九十七条 の二第一項第三 号又は第五号に 該当して同項の 規定の適用を受 ける場合 一、九〇〇円」	「三 法第九十七条 の二第一項の規 定の適用を受け ない場合であつ て法第九十七条 第一項第二号に 掲げる事項につ いて行う試験を 受けようとする 者が当該試験を 公安委員会が提 供する自動車 を使用して受ける 場合 三、三五〇円」	「四 法第九十七条 の二第一項の規 定の適用を受け ない場合であつ て三に掲げる場 合 三、三五〇円」
--	--	---

合以外の場合
二、二〇〇円

合以外の場合
二、五五〇円

三 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合
四、五〇〇円

を

三 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合
四、〇五〇円

に、「二、九五〇円」を「二、六〇

〇円」に、
一 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合
一、八五〇円

一 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合
一、九〇〇円

に、

運転免許試験手数料（大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係るもの）
一 法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合
一、七五〇円

を

運転免許試験手数料（大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係るもの）
一 法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合
一、七〇〇円

に、「四、五五〇円」を「四、八〇〇円」

三 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けようとする

三 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けようとする

に、

者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 四、四〇〇円	四 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて三に掲げる場合以外の場合 二、八五〇円	一 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査であつて当該検査を受けようとする者が当該検査を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 六、七〇〇円
--	--	---

を

者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 四、三五〇円	四 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合であつて三に掲げる場合以外の場合 二、九〇〇円	一 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査であつて当該検査を受けようとする者が当該検査を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 六、四〇〇円
--	--	---

に、「四、〇五〇円」を「三、

九〇〇円」に、「四、七五〇円」を「四、五五〇円」に、「三、八五〇円」を「三、七

五〇円」に、

一 法第一百十二条第一項第六号の審査を受けようとする者が当該審査を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 三、〇〇〇円
--

を

一 法第一百十二条第一項第六号の審査を受けようとする者が当該審査を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 二、八五〇円
--

に、「一、四五〇円」

を「一、四〇〇円」に、

三 仮運転免許に係る運転免許証の交付 一、一〇〇円

を

三 仮運転免許に係る運転免許証の交付 一、一五〇円

に、

「二 仮運転免許に

「二 仮運転免許に

係る運転免許証 の再交付 一、一〇〇円	を	係る運転免許証 の再交付 一、一五〇円
---------------------------	---	---------------------------

に、

認知機能検査員講習 手数料 認知機能検査員講習 手数料	講習一時間につき 七〇〇円	を
--------------------------------------	------------------	---

認知機能検査員講習 手数料	一 講習を受けようとする者が講習科目のいずれをも免除されない者である場合 一、四〇〇円	二 講習を受けようとする者が講習科目のいずれかを免除される者である場合 八〇〇円
	に、	

六五〇円	一、一〇〇円	一 審査を受けようとする者が道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十七号。以下この項において「令」という。）第四十三條第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者である場合 二三、一〇〇円	二 審査を受けようとする者が令第四十三條第二項の表の第一欄
------	--------	--	-------------------------------

七五〇円	一、一五〇円	一 審査を受けようとする者が道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十七号。以下この項において「令」という。）第四十三條第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者である場合 二三、四〇〇円	二 審査を受けようとする者が令第四十三條第二項の表の第一欄
------	--------	--	-------------------------------

に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合
二三、一〇〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは四、〇〇〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは六、七〇〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、四五〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、四五〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、〇〇〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、七五〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されると

に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合
二三、四〇〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは四、〇〇〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは六、七〇〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、五〇〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、五〇〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、三五〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、八〇〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されると

<p>きはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に二、四五〇円を、同表三の項の第一欄及び四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に五五〇円をそれぞれ減じた額</p>	<p>一 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除されない者である場合 一九、六五〇円</p>	<p>二 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれか又は全部を免除される者である場合 一九、六五〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは三、六〇〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは六、一〇〇円</p>
---	---	---

<p>きはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に二、三五〇円を、同表三の項の第一欄及び四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に五〇〇円をそれぞれ減じた額</p>	<p>一 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除されない者である場合 一九、五〇〇円</p>	<p>二 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれか又は全部を免除される者である場合 一九、五〇〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは三、五五〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは六、一〇〇円</p>
---	---	---

<p>項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者である場合 一四、五〇〇円</p>	<p>二 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合 一四、五〇〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、三〇〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、一〇〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、九五〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、九五〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、五〇〇円を、同表六の項の第一欄</p>
---	---

<p>項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者である場合 一四、七〇〇円</p>	<p>二 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合 一四、七〇〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、二五〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、一〇〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、〇〇〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、〇〇〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、六五〇円を、同表六の項の第一欄</p>
---	---

<p>に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、五五〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に、〇五〇円を、同表三の項の第一欄及び四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に三五〇円をそれぞれ減じた額</p>	<p>一 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者である場合 二一、七〇〇円</p>	<p>二 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合 二一、七〇〇円から、同表一</p>
---	---	--

<p>に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、五五〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に、一〇〇円を、同表三の項の第一欄及び四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に三〇〇円をそれぞれ減じた額</p>	<p>一 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者である場合 二一、五〇〇円</p>	<p>二 審査を受けようとする者が令第四十三条第二項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合 二一、五〇〇円から、同表一</p>
---	---	--

二 審査を受けよ	一 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除されない者である場合 一四、六〇〇円	一、一〇〇円	の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは四、二五〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは七、四〇〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは三、七〇〇円を、同表七の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、五五〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除されるときはそれぞれ別の審査細目に係る減額のほか更に三、一〇〇円をそれぞれ減じた額
-------------	---	--------	---

を

二 審査を受けよ	一 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除されない者である場合 一四、五五〇円	一、一五〇円	の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは四、二五〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは七、四〇〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは三、七〇〇円を、同表七の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、五五〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいづれをも免除されるときはそれぞれ別の審査細目に係る減額のほか更に二、九〇〇円をそれぞれ減じた額
-------------	---	--------	---

に、「三、三〇〇円」を「三、一〇〇

うとする者が令
第四十三条第三
項の表の第一欄
に掲げる審査細
目についての審
査のいずれか又
は全部を免除さ
れる者である場
合
一四、六〇〇
円から、同表一
の項の第一欄に
掲げる審査細目
についての審査
を免除されると
きは四、〇〇〇
円を、同表二の
項の第一欄に掲
げる審査細目に
ついての審査を
免除されるとき
は一、三五〇円
を、同表三の項
の第一欄に掲げ
る審査細目につ
いての審査を免
除されるときは
一、二五〇円を、
同表四の項の第
一欄に掲げる審
査細目について
の審査を免除さ
れるときは一、
五五〇円を、同
表五の項の第一
欄に掲げる審査
細目についての
審査を免除され
るときは一、五
五〇円を、同表
六の項の第一欄
に掲げる審査細
目についての審
査を免除される
ときは一、四〇
〇円を、同表一
の項の第一欄及
び二の項の第一
欄に掲げる審査

うとする者が令
第四十三条第三
項の表の第一欄
に掲げる審査細
目についての審
査のいずれか又
は全部を免除さ
れる者である場
合
一四、五五〇
円から、同表一
の項の第一欄に
掲げる審査細目
についての審査
を免除されると
きは四、〇〇〇
円を、同表二の
項の第一欄に掲
げる審査細目に
ついての審査を
免除されるとき
は一、四〇〇円
を、同表三の項
の第一欄に掲げ
る審査細目につ
いての審査を免
除されるときは
一、三〇〇円を、
同表四の項の第
一欄に掲げる審
査細目について
の審査を免除さ
れるときは一、
六〇〇円を、同
表五の項の第一
欄に掲げる審査
細目についての
審査を免除され
るときは一、六
〇〇円を、同表
六の項の第一欄
に掲げる審査細
目についての審
査を免除される
ときは一、五〇
〇円を、同表一
の項の第一欄及
び二の項の第一
欄に掲げる審査

<p>細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に、五〇〇円を、同表四の項の第一欄及び五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に二五〇円をそれぞれ減じた額</p>	<p>一 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者である場合 一一、八〇〇円</p>	<p>二 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合 一一、八〇〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは三、六〇〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目に</p>
---	---	--

<p>細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に、四〇〇円を、同表四の項の第一欄及び五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に一五〇円をそれぞれ減じた額</p>	<p>一 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者である場合 一一、八五〇円</p>	<p>二 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合 一一、八五〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは三、五五〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目に</p>
---	---	--

ついでにの審査を
免除される時は
一、二五〇円を、
同表三の項の
第一欄に掲げ
る審査細目につ
いての審査を免
除される時は
一、二〇〇円を、
同表四の項の第
一欄に掲げる審
査細目について
の審査を免除さ
れる時は一、三
三五〇円を、同
表五の項の第一
欄に掲げる審査
細目についての
審査を免除され
るときは一、三
五〇円を、同表
六の項の第一欄
に掲げる審査細
目についての審
査を免除される
ときは一、三〇
〇円を、同表一
の項の第一欄及
び二の項の第一
欄に掲げる審査
細目についての
審査のいずれを
も免除されると
きはそれぞれの
審査細目に係る
減額のほか更に
九〇〇円を、同
表四の項の第一
欄及び五の項の
第一欄に掲げる
審査細目につい
ての審査のいづ
れをも免除され
るときはそれぞ
れの審査細目に
係る減額のほか
更に一〇〇円を
それぞれ減じた
額

ついでにの審査を
免除される時は
一、三〇〇円を、
同表三の項の
第一欄に掲げ
る審査細目につ
いての審査を免
除される時は
一、二五〇円を、
同表四の項の第
一欄に掲げる審
査細目について
の審査を免除さ
れる時は一、三
三五〇円を、同
表五の項の第一
欄に掲げる審査
細目についての
審査を免除され
るときは一、三
五〇円を、同表
六の項の第一欄
に掲げる審査細
目についての審
査を免除される
ときは一、三〇
〇円を、同表一
の項の第一欄及
び二の項の第一
欄に掲げる審査
細目についての
審査のいずれを
も免除されると
きはそれぞれの
審査細目に係る
減額のほか更に
九〇〇円を、同
表四の項の第一
欄及び五の項の
第一欄に掲げる
審査細目につい
ての審査のいづ
れをも免除され
るときはそれぞ
れの審査細目に
係る減額のほか
更に一五〇円を
それぞれ減じた
額

<p>一 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者である場合 九、四〇〇円</p>	<p>二 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合 九、四〇〇円</p> <p>から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、三〇〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、三〇〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、三〇〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、三〇〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される</p>
--	--

<p>一 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者である場合 九、六五〇円</p>	<p>二 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合 九、六五〇円</p> <p>から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、二五〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、三五〇円を、同表三の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、二五〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは、一、二五〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される</p>
--	--

<p>ときは一、三〇〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、二〇〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に一、一〇〇円を、同表四の項の第一欄及び五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に一〇〇円をそれぞれ減じた額</p>	<p>一 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者である場合 一二、七五〇円</p>	<p>二 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場</p>
---	---	---

<p>ときは一、三〇〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、二五〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に一、一〇〇円を、同表四の項の第一欄及び五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に一五〇円をそれぞれ減じた額</p>	<p>一 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者である場合 一二、四五〇円</p>	<p>二 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場</p>
---	---	---

二 準中型自動車 免許に係る再試	一 準中型自動車 免許に係る再試 験であつて法第 百条の二第二項 に規定する準中 型自動車の運転 に必要な技能に ついて行う試験 を受けようとする 者が当該試験 を公安委員会が 提供する自動車 を使用して受け る場合 四、六五〇円	合 一二、七五〇 円から、同表一 の項の第一欄に 掲げる審査細目 についての審査 を免除されると きは四、二五〇 円を、同表二の 項の第一欄に掲 げる審査細目に ついての審査を 免除されるとき は二、〇五〇円 を、同表七の項 の第一欄に掲げ る審査細目につ いての審査を免 除されるときは 二、五五〇円を、 同表一の項の第 一欄及び二の項 の第一欄に掲げ る審査細目につ いての審査のい ずれをも免除さ れるときはそれ ぞれの審査細目 に係る減額のほ か更に三、一五 〇円をそれぞれ 減じた額
---------------------	---	--

二 準中型自動車 免許に係る再試	一 準中型自動車 免許に係る再試 験であつて法第 百条の二第二項 に規定する準中 型自動車の運転 に必要な技能に ついて行う試験 を受けようとする 者が当該試験 を公安委員会が 提供する自動車 を使用して受け る場合 四、四〇〇円	合 一二、四五〇 円から、同表一 の項の第一欄に 掲げる審査細目 についての審査 を免除されると きは四、二五〇 円を、同表二の 項の第一欄に掲 げる審査細目に ついての審査を 免除されるとき は二、〇五〇円 を、同表七の項 の第一欄に掲げ る審査細目につ いての審査を免 除されるときは 二、五五〇円を、 同表一の項の第 一欄及び二の項 の第一欄に掲げ る審査細目につ いての審査のい ずれをも免除さ れるときはそれ ぞれの審査細目 に係る減額のほ か更に二、八五 〇円をそれぞれ 減じた額
---------------------	---	--

<p>三 普通自動車免許に係る再試験であつて法第百条の二第二項に規定する普通自動車運転に必要の技能について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>二、八五〇円</p>	<p>試験であつて一に掲げる場合以外の場合</p> <p>二、〇〇〇円</p>
<p>四 普通自動車免許に係る再試験であつて三に掲げる場合以外の場合</p> <p>一、九五〇円</p>	

<p>三 普通自動車免許に係る再試験であつて法第百条の二第二項に規定する普通自動車運転に必要の技能について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>二、五五〇円</p>	<p>試験であつて一に掲げる場合以外の場合</p> <p>一、九〇〇円</p>
<p>四 普通自動車免許に係る再試験であつて三に掲げる場合以外の場合</p> <p>一、七五〇円</p>	

〇円」に、

<p>六 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験であつて五に掲げる場合以外の場合</p> <p>一、七五〇円</p>	<p>六 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験であつて五に掲げる場合以外の場合</p> <p>一、六五〇円</p>
<p>七 原動機付自転車免許に係る再試験</p> <p>一、〇五〇円</p>	<p>七 原動機付自転車免許に係る再試験</p> <p>一、〇〇〇円</p>

を

免許証更新手数料	二、五〇〇円
----------	--------

免許証更新手数料	<p>一 法第百一条の二の二第一項の規定の適用を受ける場合</p> <p>二、五五〇円</p>
----------	---

に、「一、〇〇〇円」を「一、一〇〇円」

二 一に掲げる場 合以外の場合 二、五〇〇円

に、

国外運転免許証交 付手数料	二、四〇〇円
------------------	--------

を

国外運転免許証交 付手数料	二、三五〇円
------------------	--------

に、

三 第三号に掲げ る講習 講習一時間に つき 二、一〇〇円	四 第四号に掲げ る講習で大型自 動車免許、中型 自動車免許又は 準中型自動車免 許に係るもの（ 準中型自動車免 許に係る講習に あつては普通自 動車免許を受け ている者に対す るものに限る。） 講習一時間に つき 四、一〇〇円
を	
三 第三号に掲げ る講習 講習一時間に つき 一、九五〇円	四 第四号に掲げ る講習で大型自 動車免許、中型 自動車免許又は 準中型自動車免 許に係るもの（ 準中型自動車免 許に係る講習に あつては普通自 動車免許を受け ている者に対す るものに限る。） 講習一時間に つき 四、四五〇円

に、 「三、四〇〇円」を「三、五〇

〇円」に、

六 第四号に掲げ る講習で普通自 動車免許に係る もの 講習一時間に つき 二、四五〇円	七 第五号に掲げ る講習で大型自 動二輪車免許に 係るもの 講習一時間に つき 四、一〇〇円
を	
六 第四号に掲げ る講習で普通自 動車免許に係る もの 講習一時間に つき 二、八〇〇円	七 第五号に掲げ る講習で大型自 動二輪車免許に 係るもの 講習一時間に つき 四、一五〇円

に、

九 第六号に掲げ

九 第六号に掲げ

る講習
講習一時間に
つき
一、四〇〇円

を

る講習
講習一時間に
つき
一、五〇〇円

に、

十一 第八号に掲
げる講習
講習一時間に
つき
一、三〇〇円
十二 第九号に掲
げる講習
講習一時間に
つき
六五〇円

を

十一 第八号に掲
げる講習
講習一時間に
つき
一、四〇〇円
十二 第九号に掲
げる講習
講習一時間に
つき
七五〇円

に、

十七 第十号に掲
げる講習で原動
機付自転車免許
に係るもの
講習一時間に
つき
二、四〇〇円

を

十七 第十号に掲
げる講習で原動
機付自転車免許
に係るもの
講習一時間に
つき
二、四五〇円

に、

二十二 第十二号
に掲げる講習で
道路交通法施行
規則（昭和三十
五年総理府令第
六十号。以下こ
の項において「
規則」という。
）第三十八条第
十二項第二号の
表の一の項第一
欄又は二の項第
一欄に掲げる区
分に係るもの（
小型特殊自動車
免許のみを受け
ている者に対す
るものを除く。）
四、六五〇円
二十三 第十二号
に掲げる講習で
規則第三十八条
第十二項第二号
の表の一の項第

を

二十二 第十二号
に掲げる講習で
道路交通法施行
規則（昭和三十
五年総理府令第
六十号。以下こ
の項において「
規則」という。
）第三十八条第
十二項第二号の
表の一の項第一
欄又は二の項第
一欄に掲げる区
分に係るもの（
小型特殊自動車
免許のみを受け
ている者に対す
るものを除く。）
五、一〇〇円
二十三 第十二号
に掲げる講習で
規則第三十八条
第十二項第二号
の表の一の項第

に、

「七、五五〇円」を「七、九五

一欄又は二の項
第一欄に掲げる
区分に係るもの
(小型特殊自動
車免許のみを受
けている者に対
するものに限る。)
二、〇〇〇円

一欄又は二の項
第一欄に掲げる
区分に係るもの
(小型特殊自動
車免許のみを受
けている者に対
するものに限る。)
二、二五〇円

〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四五〇円」に、「五、六五〇円」を「五、八〇〇

円」に、

二十七 第十二号
に掲げる講習で
規則第三十八条
第十二項第二号
の表の四の項第
一欄に掲げる区
分に係るもの(小
型特殊自動車
免許のみを受け
ている者に対す
るものに限る。)
二、四〇〇円

二十七 第十二号
に掲げる講習で
規則第三十八条
第十二項第二号
の表の四の項第
一欄に掲げる区
分に係るもの(小
型特殊自動車
免許のみを受け
ている者に対す
るものに限る。)
二、三五〇円

に、「一三、二〇〇円」を

「二一、五〇〇円」に、

三十 第十四号に
掲げる講習
講習一時間に
つき
一、九〇〇円

三十 第十四号に
掲げる講習
講習一時間に
つき
二、〇〇〇円

に、

「チャレンジ講習手
数料 二一、七五〇円

を

「チャレンジ講習手
数料 二一、六五〇円

に、

「講習一時間につき
一、四〇〇円」を
「講習一時間につき
一、八〇〇円

に改め、同表警備業法(昭和四十七

年法律第百十七号。以下この項において「法」という。)の項中

「警備員指導教育責
任者資格者証書換
え手数料 二一、〇〇〇円

を

「警備員指導教育責
任者資格者証書換
え手数料 一、八〇〇円

に、

機械警備業務管理者資格者証書換え手数料	一、〇〇〇円
---------------------	--------

を

機械警備業務管理者資格者証書換え手数料	一、八〇〇円
---------------------	--------

に改め、同表自動車運転代行業の業務の適

正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号。以下この項において「法」という。）の項中「一三、〇〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に、「一、九〇〇円」を「一、七〇〇円」に改め、同表探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号。以下この項において「法」という。）の項中「一、五〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、一〇〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次項の規定 公布の日
- 二 第一条中広島県手数料条例別表消防法（以下この項において「法」という。）の項の改正規定 平成三十年五月一日

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）附則第十六条の規定に基づき行うことができる同法第三条の規定による改正後の介護保険法第百七条第一項の規定による介護医療院の開設の許可の申請に対する審査については、一件につき六万三千円の手数料を徴収する。

3 施行日以後平成三十年度に県立高等学校に入学する者に係る選考料及び入学料については、第五条の規定による改正後の県立学校の授業料等に関する条例別表（以下「改正後の別表」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に県立高等学校に在学する者で施行日前に入学し、転学し、又は編入学した者に係る授業料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 施行日以後において、県立高等学校に転学し、転籍し、又は編入学した者に係る授業料の額は、当該者の属する学年の在学学生に係る額と同額とする。